

旭川医科大学事務局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学事務局組織規程の一部を改正する規程

旭川医科大学事務局組織規程（平成16年旭医大達第23号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>○旭川医科大学事務局組織規程 平成16年4月1日 旭医大達第23号</p> <p>（事務局に置く課等） 第1条 事務局に、次に掲げる課を置く。 (1) 総務課 (2) 人事課 (3) 財務課 (4) 研究・学術情報課 (5) 施設課 (6) 学務課</p> <p style="text-align: right;">(削除) (削除)</p> <p><u>(7)</u> 医療支援課 <u>(8)</u></p>	<p>○旭川医科大学事務局組織規程 平成16年4月1日 旭医大達第23号</p> <p>（事務局に置く課等） 第1条 事務局に、次に掲げる課を置く。 (1) 総務課 (2) 人事課 (3) 財務課 (4) 研究・学術情報課 (5) 施設課 (6) 学務課 (7) <u>入試課</u> (8) <u>経営企画課</u> (9) 医療支援課 (10) 医事課</p>

2) 医事課

(総務課)

第2条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 大学の事務についての総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 儀式その他諸行事に関すること。
- (3) 学長選考・監察会議、役員会、教育研究評議会、経営協議会、教授会、病院運営委員会その他の会議（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (4) 大学の組織の設置及び改廃に関すること。
- (5) 規則（学則を含む。）その他諸規程の制定及び改廃に関すること。
- (6) 学術団体等との連絡に関すること。
- (7) 渉外に関すること。
- (8) 情報公開に関すること。
- (9) 個人情報に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (10) 訟務に関すること。
- (11) 公印の管守に関すること。
- (12) 法人文書類の発受及び審査に関すること。
- (13) 課の所掌事務の調査統計その他諸報告に関すること。
- (14) 学内の警備取締りに関すること。
- (15) 防災に関すること。
- (16) 一般教育の事務に関すること（他の課の所掌に属するものをを除く。）。
- (17) 大学の広報活動に関すること（他の課の所掌に属するものをを除く。）。
- (18) 旭川医科大学基金に関すること。

(総務課)

第2条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 大学の事務についての総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 儀式その他諸行事に関すること。
- (3) 学長選考・監察会議、役員会、教育研究評議会、経営協議会、教授会その他の会議（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (4) 大学の組織の設置及び改廃に関すること。
- (5) 規則（学則を含む。）その他諸規程の制定及び改廃に関すること。
- (6) 学術団体等との連絡に関すること。
- (7) 渉外に関すること。
- (8) 情報公開に関すること。
- (9) 個人情報に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (10) 訟務に関すること。
- (11) 公印の管守に関すること。
- (12) 法人文書類の発受及び審査に関すること。
- (13) 課の所掌事務の調査統計その他諸報告に関すること。
- (14) 学内の警備取締りに関すること。
- (15) 防災に関すること。
- (16) 一般教育の事務に関すること（他の課の所掌に属するものをは除く。）。
- (17) 大学の広報活動に関すること（他の課の所掌に属するものをは除く。）。
- (18) 旭川医科大学基金に関すること。

- (19) 大学運営に係る施策に関する総合的な調整に関すること。
- (20) 中期目標・中期計画に関すること。
- (21) 看護職キャリア支援センターの事務に関すること。
- (22) 大学の教育研究活動等の点検及び評価に関すること。
- (23) 教員の評価に関すること。
- (24) 国際交流推進センターの事務に関すること。
- (25) 国際連携・国際交流活動に関すること。
- (26) 生涯教育に関すること。
- (27) 地域連携活動に関すること。

(28) 病院の庶務（他の課の所掌に属するものを除く。）に関する
こと。（新設）

(29) 病院運営に係る目標設定（他の課の所掌に属するものを除
く。）に関すること。（新設）

(30) 病院情報の収集及び分析（他の課の所掌に属するものを除
く。）に関すること。（新設）

(31) 卒後臨床研修に関すること。（新設）

(32) 受託研究費等の経理に関すること（他の課の所掌に属するも
のを除く。）。（新設）

(33) 病院運営に係る施策に関する総合的な調整に関すること（他
の課の所掌に属するものを除く。）。（新設）

(28) その他他の課の所掌に属しない事務に関すること。
(人事課)

第3条 人事課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 職員の任免、分限、懲戒及び服務に関すること。
- (2) 職員の給与に関すること。
- (3) 職員の定数に関すること。

- (19) 大学運営に係る施策に関する総合的な調整に関すること。
- (20) 中期目標・中期計画に関すること。
- (21) 看護職キャリア支援センターの事務に関すること。
- (22) 大学の教育研究活動等の点検及び評価に関すること。
- (23) 教員の評価に関すること。
- (24) 国際交流推進センターの事務に関すること。
- (25) 国際連携・国際交流活動に関すること。
- (26) 生涯教育に関すること。
- (27) 地域連携活動に関すること。

(28) その他他の課の所掌に属しない事務に関すること。
(人事課)

第3条 人事課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 職員の任免、分限、懲戒及び服務に関すること。
- (2) 職員の給与に関すること。
- (3) 職員の定数に関すること。

- (4) 職員の研修及び勤務評定に関すること。
 - (5) 職員の健康管理，安全保持及び災害補償に関すること。
 - (6) 退職手当に関すること。
 - (7) 職員団体に関すること。
 - (8) 医師の派遣に関すること。
 - (9) 栄典及び表彰に関すること。
 - (10) 人事記録その他人事に関すること。
 - (11) 給与等の支給，所得税等の徴収に関すること。
 - (12) 共済組合に関すること。
 - (13) 社会保険及び雇用保険に関すること。
 - (14) 課の所掌事務の調査統計その他諸報告に関すること。
 - (15) その他人事に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- （財務課）

第4条 財務課においては，次の事務をつかさどる。

- (1) 会計事務についての総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 概算要求に関すること。
- (3) 予算及び決算に関すること。
- (4) 法人の経営分析及び経営改善に関すること。
- (5) 債権の管理に関すること。
- (6) 資金の運用に関すること。
- (7) 資産（知的財産権を含む。）の管理に関すること。
- (8) 会計の監査に関すること（監査室の所掌に属するものを除く。）。
- (9) 収入及び支出に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。

- (4) 職員の研修及び勤務評定に関すること。
 - (5) 職員の健康管理，安全保持及び災害補償に関すること。
 - (6) 退職手当に関すること。
 - (7) 職員団体に関すること。
 - (8) 医師の派遣に関すること。
 - (9) 栄典及び表彰に関すること。
 - (10) 人事記録その他人事に関すること。
 - (11) 給与等の支給，所得税等の徴収に関すること。
 - (12) 共済組合に関すること。
 - (13) 社会保険及び雇用保険に関すること。
 - (14) 課の所掌事務の調査統計その他諸報告に関すること。
 - (15) その他人事に関すること（他の課の所掌に属するものは除く。）。
- （財務課）

第4条 財務課においては，次の事務をつかさどる。

- (1) 会計事務についての総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 概算要求に関すること。
- (3) 予算及び決算に関すること。
- (4) 法人の経営分析に関すること。
- (5) 債権の管理に関すること。
- (6) 資金の運用に関すること。
- (7) 資産（知的財産権を含む。）の管理に関すること。
- (8) 会計の監査に関すること（監査室の所掌に属するものを除く。）。
- (9) 収入及び支出に関すること（経営企画課の所掌に属するものを除く。）。

- (10) 寄附金に関する事。
- (11) 物品の取得、役務等の契約に関する事。
- (12) 科学研究費補助金の経理に関する事。
- (13) 受託研究費等の経理に関する事（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (14) 会計諸規程に関する事。
- (15) 会計事務組織の公印の管守に関する事。
- (16) 課の所掌事務の調査統計その他諸報告に関する事。
- (17) 病院の医業収支に係る経営分析及び経営改善に関する事
(他の課の所掌に属するものを除く。)。 (新設)
- (18) 病院経営に係る目標設定に関する事 (他の課の所掌に属するものを除く。)。 (新設)
- (19) その他法人及び病院の財務企画並びに会計経理に関する事。

(研究・学術情報課)

第5条 研究・学術情報課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 研究支援及び図書館事務についての総括及び連絡調整に関する事。
- (2) 研究支援に係る企画及び立案に関する事。
- (3) 学術奨励及び研究助成に関する事。
- (4) 競争的研究費その他の外部資金に関する事 (他の課の所掌に属するものを除く。)。 (新設)
- (5) 知的財産に関する事 (他の課の所掌に属するものを除く。)
- (6) 利益相反に関する事 (他の課の所掌に属するものを除く。)
- (7) 産学連携に関する事。
- (8) 図書館資料の会計経理に関する事。
- (9) 図書館資料の収集、選択、受入及び登録に関する事。

- (10) 寄附金に関する事。
- (11) 物品の取得、役務等の契約に関する事。
- (12) 科学研究費補助金の経理に関する事。
- (13) 受託研究費等の経理に関する事 (経営企画課の所掌に属するものを除く。)
- (14) 会計諸規程に関する事。
- (15) 会計事務組織の公印の管守に関する事。
- (16) 課の所掌事務の調査統計その他諸報告に関する事。

- (17) その他会計経理に関する事 (経営企画課の所掌に属するものを除く。)。

(研究・学術情報課)

第5条 研究・学術情報課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 研究支援及び図書館事務についての総括及び連絡調整に関する事。
- (2) 研究支援に係る企画及び立案に関する事。
- (3) 学術奨励及び研究助成に関する事。
- (4) 知的財産に関する事 (他の課の所掌に属するものを除く。)
- (5) 利益相反に関する事 (他の課の所掌に属するものを除く。)
- (6) 産学連携に関する事。
- (7) 図書館資料の会計経理に関する事。
- (8) 図書館資料の収集、選択、受入及び登録に関する事。

- (10) 図書館資料の分類及び目録情報の作成に関する事。
- (11) 学術成果リポジトリに関する事。
- (12) 図書館資料の閲覧及び貸出に関する事。
- (13) 図書館資料の保存及び配架並びに閲覧室及び書庫内の整備保全に関する事。
- (14) 図書館資料の相互利用に関する事。
- (15) 図書館資料の複写に関する事。
- (16) 図書館資料の案内広報に関する事。
- (17) 事務の電算処理に関する事（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (18) 情報基盤センターの管理・運営に関する事。
- (19) 情報セキュリティに関する事。
- (20) 研究支援及び図書館の諸規程に関する事。
- (21) 課の所掌事務の調査統計その他諸報告に関する事。
- (22) その他研究支援及び図書館に関する事。

（施設課）

第6条 施設課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 施設整備についての総括及び連絡調整に関する事。
- (2) 施設の整備計画に関する事。
- (3) 施設整備に係る予算に関する事。
- (4) 工事の入札及び請負契約に関する事。
- (5) 工事の設計、積算に関する事。
- (6) 工事の施工監理及び検査に関する事。
- (7) 建物、土地、電気、ガス、給排水、電話、暖房、防災設備等の維持保全及び営繕に関する事。
- (8) 施設整備等に係る財務管理に関する事。

- (9) 図書館資料の分類及び目録情報の作成に関する事。
- (10) 学術成果リポジトリに関する事。
- (11) 図書館資料の閲覧及び貸出に関する事。
- (12) 図書館資料の保存及び配架並びに閲覧室及び書庫内の整備保全に関する事。
- (13) 図書館資料の相互利用に関する事。
- (14) 図書館資料の複写に関する事。
- (15) 図書館資料の案内広報に関する事。
- (16) 事務の電算処理に関する事（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (17) 情報基盤センターの管理・運営に関する事。
- (18) 情報セキュリティに関する事。
- (19) 研究支援及び図書館の諸規程に関する事。
- (20) 課の所掌事務の調査統計その他諸報告に関する事。
- (21) その他研究支援及び図書館に関する事。

（施設課）

第6条 施設課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 施設整備についての総括及び連絡調整に関する事。
- (2) 施設の整備計画に関する事。
- (3) 施設整備に係る予算に関する事。
- (4) 工事の入札及び請負契約に関する事。
- (5) 工事の設計、積算に関する事。
- (6) 工事の施工監理及び検査に関する事。
- (7) 建物、土地、電気、ガス、給排水、電話、暖房、防災設備等の維持保全及び営繕に関する事。
- (8) 施設整備等に係る財務管理に関する事。

- (9) 施設の有効活用に関する事。
- (10) 省エネルギーに関する事。
- (11) 職員宿舎に関する事。
- (12) 課の所掌事務の調査統計その他諸報告に関する事。
- (13) その他施設整備に係る技術的事項に関する事。

(学務課)

第7条 学務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学生の教務、厚生補導及び入学者選抜についての総括及び連絡調整に関する事。
- (2) 学生の修学指導に関する事。
- (3) 教育課程の編成及び授業に関する事。
- (4) 学生の学業成績の整理及び記録に関する事。
- (5) 学生の入退学、卒業等に関する事。
- (6) 聴講生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生に関する事。
- (7) 学位に関する事。
- (8) 学生の学籍に関する事。
- (9) 学生の教務及び厚生補導に係る諸規程に関する事。
- (10) 学生相談に関する事。
- (11) 学生の課外活動に関する事。
- (12) 課外活動施設の管理に関する事。
- (13) 入学料の免除に関する事。
- (14) 学生に対する奨学金、授業料の減免、猶予及び経済援助に関する事。
- (15) 学生の福利厚生施設の管理運営及び厚生事業に関する事。
- (16) 保健管理センターの事務に関する事。
- (17) 入学者選抜の実施に関する事。 (新設)

- (9) 施設の有効活用に関する事。
- (10) 省エネルギーに関する事。
- (11) 職員宿舎に関する事。
- (12) 課の所掌事務の調査統計その他諸報告に関する事。
- (13) その他施設整備に係る技術的事項に関する事。

(学務課)

第7条 学務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学生の教務及び厚生補導についての総括及び連絡調整に関する事。
- (2) 学生の修学指導に関する事。
- (3) 教育課程の編成及び授業に関する事。
- (4) 学生の学業成績の整理及び記録に関する事。
- (5) 学生の入退学、卒業等に関する事。
- (6) 聴講生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生に関する事。
- (7) 学位に関する事。
- (8) 学生の学籍に関する事。
- (9) 学生の教務及び厚生補導に係る諸規程に関する事。
- (10) 学生相談に関する事。
- (11) 学生の課外活動に関する事。
- (12) 課外活動施設の管理に関する事。
- (13) 入学料の免除に関する事。
- (14) 学生に対する奨学金、授業料の減免、猶予及び経済援助に関する事。
- (15) 学生の福利厚生施設の管理運営及び厚生事業に関する事。
- (16) 保健管理センターの事務に関する事。

(18) 入学者選抜方法の改善についての企画・立案に関すること。

(新設)

(19) 入学者選抜に係る委員会に関すること。 (新設)

(20) 課の所掌事務の調査統計その他諸報告に関すること。

(21) その他学生の教務、厚生補導及び入学者選抜に係る事務に関すること。

(削除)

(削除)

(17) 課の所掌事務の調査統計その他諸報告に関すること。

(18) その他学生の教務及び厚生補導に係る事務に関すること。

(入試課)

第8条 入試課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 入学者選抜についての総括及び連絡調整に関すること。

(2) 入学者選抜の実施に関すること。

(3) 入学者選抜方法の改善についての企画・立案に関すること。

(4) 入学者選抜に係る委員会に関すること。

(5) 入学者選抜に係る調査統計その他諸報告に関すること。

(6) その他入学者選抜に関すること。

(経営企画課)

第9条 経営企画課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 病院の庶務（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

(2) 病院経営及び改善についての総括及び連絡調整に関すること。

(3) 病院運営委員会その他の会議（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

(4) 病院に係る個人情報に関すること。

(5) 病院情報管理システムの開発及び設計並びに運用管理に関すること。

(6) 病院運営に係る目標設定に関すること。

(7) 病院収入に係る経営分析に関すること。

(医療支援課)

第8条 医療支援課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 医療支援についての総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 診療契約に関すること。
- (3) 医療支援に係る諸規程に関すること。
- (4) 患者サービスに関すること（医療相談を含む。）。
- (5) 病院ボランティアに関すること。
- (6) ファミリーハウスに関すること。
- (7) 病院ライブラリーに関すること。
- (8) 地域の医療機関等との連携に関すること。
- (9) 社会福祉に関すること。
- (10) 入院支援に関すること。
- (11) 医事紛争に関すること。
- (12) 医療事故に関すること。
- (13) 感染対策に関すること。
- (14) 課の所掌事務の調査統計その他諸報告に関すること。

(8) 病院費用に係る経営分析に関すること。

(9) 病院情報の収集及び分析に関すること。

(10) 課の所掌事務の調査統計その他諸報告に関すること。

(11) 卒後臨床研修に関すること。

(12) 病院の収入及び支出に関すること。

(13) 物品の取得、役務等の契約に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。

(14) 受託研究費等の経理に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。

(15) その他病院の経営企画及び会計経理に関すること。

(医療支援課)

第10条 医療支援課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 医療支援についての総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 診療契約に関すること。
- (3) 医療支援に係る諸規程に関すること。
- (4) 患者サービスに関すること（医療相談を含む。）。
- (5) 病院ボランティアに関すること。
- (6) ファミリーハウスに関すること。
- (7) 病院ライブラリーに関すること。
- (8) 地域の医療機関等との連携に関すること。
- (9) 社会福祉に関すること。
- (10) 入院支援に関すること。
- (11) 医事紛争に関すること。
- (12) 医療事故に関すること。
- (13) 感染対策に関すること。
- (14) 課の所掌事務の調査統計その他諸報告に関すること。

(15) その他医療支援に関すること。

(医事課)

第9条 医事課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 医療事務についての総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 医事に係る諸規程に関すること。
- (3) 病院収入に関すること。
- (4) 診療報酬請求に関すること。
- (5) 診療記録等の管理に関すること。
- (6) 診療記録等の監査に関すること。
- (7) 院内がん登録に関すること。
- (8) 国際疾病分類（ICD—10）に関すること。
- (9) 診療情報提供に関すること。
- (10) 医事情報システムに関すること。

(11) 病院情報管理システムの開発及び設計並びに運用管理に関すること。（新設）

(12) 病院情報の収集及び分析に関すること。（他の課の所掌に属するものを除く。）（新設）

(13) 課の所掌事務の調査統計その他諸報告に関すること。

(14) その他医事に関すること。

(係)

第10条 課にその所掌事務を分掌させるため、係を置くことができる。

2 前項の事務分掌については、別に定める。

(事務局長)

第11条 事務局に事務局長を置く。

2 事務局長は、学長の命を受け事務局の業務について総括し、及び

(15) その他医療支援に関すること。

(医事課)

第11条 医事課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 医療事務についての総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 医事に係る諸規程に関すること。
- (3) 病院収入に関すること。
- (4) 診療報酬請求に関すること。
- (5) 診療記録等の管理に関すること。
- (6) 診療記録等の監査に関すること。
- (7) 院内がん登録に関すること。
- (8) 国際疾病分類（ICD—10）に関すること。
- (9) 診療情報提供に関すること。
- (10) 医事情報システムに関すること。

(11) 課の所掌事務の調査統計その他諸報告に関すること。

(12) その他医事に関すること。

(係)

第12条 課にその所掌事務を分掌させるため、係を置くことができる。

2 前項の事務分掌については、別に定める。

(事務局長)

第13条 事務局に事務局長を置く。

2 事務局長は、学長の命を受け事務局の業務について総括し、及び

調整する。

(事務局次長)

第12条 事務局に事務局次長(総務・教務担当)及び**事務局次長(財務・病院担当)**(以下「事務局次長」という。)を置く。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し事務局の所掌業務について掌理し、及び調整する。

第13条～第18条 (略)

附 則

この規程は、令和8年4月15日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

【改正理由】

令和8年4月1日付け事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。

調整する。

(事務局次長)

第14条 事務局に事務局次長(総務・教務担当)及び**事務局次長(病院担当)**(以下「事務局次長」という。)を置く。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し事務局の所掌業務について掌理し、及び調整する。

第15条～第20条 (略)